

第14回 神奈川県営水道事業審議会 議事録

日時：令和8年2月12日（木）15：00～17：02

場所：神奈川県新庁舎 10階 A会議室

会議次第

- 1 開会
- 2 報告：各種報告事項について
- 3 議題1：水道スマートメーターについて
議題2：次期審議会における今後の検討の方向性について
- 4 閉会

出席者（50音順、敬称略）

今井 朋男、岩橋 藍、宇野 二郎、太田 正、木村 郁子、熊谷 和哉、小泉 明、小泉 清、士野 颯一郎、高橋 晶子、沼尾 波子、ノヴィコヴ 瑠美

【1 開会】

【2 報告：各種報告事項について】

・資料1「令和8年度当初予算案について」、資料1別紙「令和8年度公営企業会計当初予算（案）主要施策の概要・水道事業会計抜粋」および資料2「県企業庁と市町の連携会議における社会福祉減免制度に係る意見交換の状況報告」について、事務局より説明した。

（小泉会長）

報告を受けてご意見のある方は挙手をお願いします。

高橋委員、お願いします。

（高橋委員）

令和8年度の当初予算案の経営計画との比較の部分について、資料1において、国

庫補助制度等の拡充についてご説明をいただきましたが、令和8年度の当初予算案においては計画額と比べて、補助制度等の拡充の影響はどれくらい含まれているのかを教えてください。

それに付随して、財源の拡充が図られていますので、工事関係のところで前倒しで実施することになっているなど、物価高の影響もある中で単純に工事量が増減するということにはならないかもしれませんが、それに見合う支出側の計画の変更についても、工事費の部分についても教えていただければと思います。

(事務局)

まず1点目、補助等の影響について、資料1のスライド3「神奈川県企業庁水道事業会計 令和8年度当初予算案・経営計画比」の下段に「資本的収支」という表がございます。その中の「資本的収入」の2段目「その他収入」が経営計画上は4億円という形になっておりまして、このうち国庫補助金がおおむね1億円程度見込みとしてはあったところです。それに対して予算案は22億円、増額部分の大半が国庫補助金とスライド2にある地方財政措置の拡充ということで、一般会計からの繰り出しについて計上しているところです。まだ議決前の予算案の段階ですが、議決されれば、計画に比べて18億近くの収入増があるということです。

次に工事費についてですが、物価高騰の関係で前倒しや見送りはせずに、これまで審議会でご議論いただいたとおり、戦略的な管路整備という形で進めており、資本的支出は計画よりも26億円増えている状況です。

ただ、1点、前回の審議会でもお話をさせていただいたとおり、鎌倉でも大きな漏水を起こしてしまった鑄鉄管に関してはしっかり対応を進めていかなければならないということで、計画を作りながら更新を早めていこうと考えているところです。

(高橋委員)

ありがとうございます。復唱となってしまうかもしれませんが、「その他の収入」の増加分は、基本的に補助制度の拡充による増加という理解でよいですか。

(事務局)

はい、おおむねその通りです。

(高橋委員)

財源の構成が変わっているので、工事の増加は基本的にないが、鑄鉄管に関しては、少し前倒しの見込みという理解で合っていますか。

(事務局)

はい。

(事務局)

1点補足いたします。「その他収入」の中で、増えている22億円、主に国庫補助か、というところなんですけれども、国庫補助につきましては、補正予算も含めて10億6千万円ほど、それから一般会計の繰出金、出資金がありまして、これが9億2千万円ということで、合計で19億8千万円ほどが22億円の主な内訳となっています。その他の2億円ほどは工事の負担金等となっています。

(小泉会長)

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。沼尾委員、お願いします。

(沼尾委員)

資料2のスライド10枚目、既存の社会福祉減免制度のところ、平成27年度に見直しを図ったと記載されていますが、それ以前は生活保護受給世帯以外のところの減免がなかったものがこういう形で新たに導入されたという理解でよいでしょうか。この「減免の見直し」の内容について改めて教えていただけますか。

(事務局)

平成27年度までは、資料2のスライド10枚目の表にもある減免対象について、個人世帯に対して、例えば児童扶養手当受給世帯なども含まれていますが、これに加えて、生活保護受給世帯、民間社会福祉施設及び民間医療施設というところに対して減免を行っていました。

元々はこの減免が創設されたのは、料金値上げが、オイルショックの頃に2倍になった背景がありまして、水道料金を値上げするのは物価高騰等に対してやむを得ないとしても、お支払いいただく負担としては何らかの配慮をということで、県営水道独自に減免制度を、と議会から求められて始まりました。そして、時代とともに減免制度を他の水道事業者でも見直しが図られる中で、特に生活保護に関しては生活保護費の中に水道料金相当額が含まれているということで、近隣で見直しが進められてきました。そうしたときに、そのときの減免制度の中で、他の生活保護費のように負担があるというような重複する関係を整理したのが平成27年度になります。

例えば、民間社会福祉施設ですと、介護施設に対する介護報酬という形で、その中に当然利用者にご負担いただく水道料金相当額を含めての介護報酬の算定といった要素も含めまして、そうした視点で見直しを図ったということになりますので、沼尾委員のご質問に対しては、平成 27 年度以前は表にプラスアルファで生活保護等他の制度の減免があったという回答になります。

(沼尾委員)

丁寧なご説明ありがとうございました。そうすると、平成 27 年度以前は、生活保護受給世帯や福祉施設も入っていたけれども、これらについては減免とは別に給付があったため、そこを見直した形で福祉減免制度が残っている状態で、これをどう考えるかという議論と理解しました。

(小泉会長)

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。宇野委員、お願いします。

(宇野委員)

1 点目は当初予算ですが、支出面で増加しているところの特徴で、物価高を反映してということだと思いますが、委託料というのは昨今の物価高を反映したものになっているのかを伺いたいです。

2 点目は、減免関係になります。なかなか難しい問題かと思いますが、県の場合、一部エリアだけを給水している関係もあるので、県の一般会計からの繰出に期待するのは、県内での公平感という意味で難しいのかなと思います。一方、内部補助と言いますか、水道料金の中で一定額、減免に財源を回しているという関係にもなっているので、やはりここは前回の答申を出させていただいたときの考え方を維持しながら交渉いただくのがよいと感じたところです。

(事務局)

委託料には人件費の高騰も反映しています。具体的には、前年に対して 8 億円ほど増になっていますが、そのあたりはしっかり反映させています。加えて修繕費などにつきましても、労務単価の上昇を含んだ形で予算計上しています。

(宇野委員)

企業庁の経営という意味で言うと、できるだけ少ないに越したことはないと思いま

すけれども、地域経済の問題もありますので、払うべきものはしっかり払うような方針で経営していただければと思います。

(小泉会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

太田副会長、お願いします。

(太田副会長)

ご説明ありがとうございました。私からは質問というよりは意見として申し上げます。

現状の社会福祉減免制度というのは、市町の意見や主張にもありますように、県営水道が自ら導入した、独自の制度として始まった経緯があるので、現時点において、原理原則論だけで整理するのは難しい面があると思います。その一方で、これまでは、議会等からの要請があったからだと思いますが、特定の対象を個別に継ぎ足すような形で増やしてきた経緯があると思います。説明では、平成 27 年に負担の公平の観点から見直しが図られたということですが、とはいえ、そういう継ぎ足し的な経緯を反映しているとは思いますが、減免のそもそもの趣旨や目的等が実態とは必ずしも一致しているとは言えないところがあるのではないかとというのが率直な印象です。

そこで、水道の基礎的、社会的インフラとして、ナショナル・ミニマムあるいはシビル・ミニマムとして位置付けるということであるならば、こうした特定の対象に限定した減免ではなく、誰もが必要不可欠な水を無理なく使用できるというアフォーダビリティの観点に立って、家族の多い方や、障害や病気などの理由によってやむを得ず水の使用量が多くなる方に着目して減免を行うなど、あるいは一律ではなくて所得に占める料金負担割合に応じた減免を行うなど、水道の使い方を基準にした統一的で包括的な減免制度を検討することも必要ではないかと思います。

アフォーダブルという点では、東京都が、1月からアフォーダブル住宅という形で、進めている事例も出てきていますので、そういう点でも一つの視点になるのではと思います。

また、海外ではこうした考え方に基づいて、例えばイギリスでは大家族であるとか、水を必要とする疾患などの理由で多くの水を使用する場合には、請求金額に上限を設けるといった「Water sure」といった制度であるとか、あるいは水道料金が世帯収入の大きな割合を占める場合には料金を 10～90%の幅で割引く「Water Help」といった仕組みもあるので、こうしたものを参考にしながら、個々にではなく全体を見直していく必要もあると思います。

(小泉会長)

ありがとうございました。こちらの減免制度につきましては、すぐに解決に導けるものではないと思います。課題としては残しておきつつ、社会福祉施策の動向等を見ながら時期を見て検討していくことにしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【全委員異議なし】

ありがとうございます。

【3 議題1：水道スマートメーターについて】

・資料3「水道スマートメーターについて」について、事務局より説明した。

(小泉会長)

ありがとうございました。スマートメーターに関する説明内容を受けましてご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(今井委員)

私も東京ガスネットワーク株式会社でも、2年ほど前にスマートメーターを全面導入することを決めました。その前段で、テスト的にあるエリアで導入を開始しました。当初は検針コストが大幅に低減できるのではないかとということで導入をしましたが、結果的に大幅な低減は難しい状況です。むしろスマートメーターを設置しているタイミングがメーターの検定満期に合わせてやっているの、二重にコストがかかる期間がしばらく発生することが分かってきました。それでも2年ほど前にスマートメーター導入を決めたのは、やはり担い手不足対応のためです。今は確保できているとしても、将来的には確保が難しいのではないかとこの観点から導入したものです。

東京ガスネットワークで導入した際のメーターのコストは資料3でご提示されたような何倍というものではありませんでした。この倍率になると、全面導入する時期は通信コストが下がるようなIoTがもっと進んで、物のネットへの接続への環境が整う社会になったタイミングだと思います。当面は、対象を絞ってテスト的に導入する、例えば、遠方であって検針が大変だとか、何らかの形で検針に非常に手間がかかるような住宅があれば、そこの部分から始めるような方式が良いと思います。テスト導入

する中で課題も見えてきますので、テスト導入は進めた方がよいと、資料を見て感じた次第であります。

(小泉会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

土野委員、お願いします。

(土野委員)

スマートメーターは、日本の人口構造を考えていくと、どこかのタイミングでやらないことには話が始まらないのだろう、そういう時代になるのだろうと思います。そうすると、やるためにどこを改善できるか、そういう形でものを考えていくしかないのだろうと思います。

現実問題としてどうなるのかはわかりませんが、メーターのロットが増えれば多少コストが下がるといった話も聞きます。そうであるならばこれは個別の水道事業体で話をしていくのではなく、全県、あるいは水道業界全体、全国で足並みを揃えてメーターの規格を揃えるような動きをとるであるとか、メーター単価を下げっていくような努力をユーザー側でやっていくようなことも必要ではないかと思います。

(小泉会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

小泉委員、お願いします。

(小泉委員)

確かにスマートメーターはいいことがある。ただコストが高いということでした。これは、計量法そのものを見直さなければいけないと思います。計量法ではメーターは8年で更新する義務があります。これを例えば10年とか12年とか電気製品ですから10年もつかどうかはわかりませんが、少なくとも8年で1万4千円のメーターが使えなくなってしまうというのは納得がいかない。例えば12年とか持てば年間千円ちょっとのコストになるけれど、年2千円近く費用がかかるのはコストパフォーマンスからペイできないので計量法の改正から攻めていくのがよいのではないかと思います。

(小泉会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

太田副会長、お願いします。

(太田副会長)

スライド5ページで、水道スマートメーターの金額が高いということで、一つの試算として1万4千円という金額が出ていますが、資料に記載がある一体型、分離型、アタッチメント型の3つのタイプのどれを指しての金額なのかお聞きしたい。

もう一つは、7ページでスマートメーターの導入課題として挙げられている「③データ管理」についてで、まさにここで指摘されているとおり、管理するデータ量が膨大となること等が課題となると思います。ただ、そうしたことはAIが最も得意とする分野ではないかとも思います。AIを導入することによってこうした課題が一気に解決する可能性もありますが、その辺の見通しはどうかお尋ねしたいです。

あとは意見ですが、先ほどから出されていますようにスマートメーター自体について、今後人手不足が深刻化していくことがどこでも予測されているので、DXの展開ですとか新たなサービスの提供の可能性という観点からも必要不可欠な取組みではないかと思います。ただ、現時点ではスマートメーターのタイプですとか、設置条件によって信頼性に少し不安が残るということとか、現行のメーターと比べて高コストになるということを考えると、経営に与える影響も無視できないということになります。すでに東京都や横浜市が先行的に始めるということですので、状況を見て後発組のメリットを活かす形で状況を見守りながら、柔軟に対応していくことで引き続き検討していくことでよろしいのではないかと思います。

(事務局)

スライド5の中で、平均約1万4千円としているスマートメーターの価格は、一体型、分離型の平均額が1万4千円となっています。若干、分離型の方が安い部分がありますが、平均していくとほぼ1万4千円という状況です。

2点目は、データの管理を含めたAI活用の今後の見通しについてご質問をいただきました。スマートメーターで得たデータというのはかなり膨大です。これまで2か月に1回で取っていたデータを1時間毎に取れるようになると、それを管理するためにはかなり大きなサーバの設置が必要になり、そのデータを人間で管理するというわけにもいきませんので、AIを活用してビッグデータとして取り扱う方向について全国でも検討中となっています。ただ、データの利活用にあたり1時間値を取得して使用状況をみることで、例えば急に水が使われなくなった場合に高齢の一人住まいの方に何かあったのかもしれないということで、見守り機能は期待できるものの、裏を返すと水を使っていない時間があるということは空き家にしていることにもなるので個

人情報の取扱いが課題となります。加えて、万が一大量のデータを管理するサーバが狙われた時に、個人情報が大丈夫かといったセキュリティの問題が全国の中でも議論されているところだと考えております。

また、検針の自動化について、これからの担い手不足を踏まえ必要不可欠という点は東京都、横浜市でも認識していますが、むしろ地方において大きな課題であると考えています。現在、水道ではスマートメーターは試行の段階となりますが、全国状況を見ますと、例えば豪雪地帯では人による検針業務が現実的ではないとか、山間部や離島では、現地に行くだけで検針コストがかかるという側面から導入を進めている自治体があります。

次に、メーターに関しては、ロットを増やしていく必要性や、検定満了期間の課題についてご意見をいただきました。ロットを増やしていくことについては、少し東京都頼みになりますが、東京都では今後の計画として100万戸を超えて設置していくこととしていますので、その進捗の中でメーター業界でも生産が進んでいくと考えています。スライド5ページ目の一体型メーターはまだ開発途上であり、国内のメーカーでは1社のみが製造していて、他では開発段階と聞いています。そのため、分離型などのタイプも複数乱立しているのが現状です。いずれは収れんされてきて、ある程度整理がついてくるとメーター業界の中でもロットを増やして生産体制を組むということに繋がるのではないかと期待しています。

最後に、検定満了期間について現在は8年ということで、確かにスマートメーターを8年で使い切ってしまうのはどうなのかといったこともありますので、現在スマートメーターの検定満了期間について国において研究されています。一般のご家庭に設置されているメーターではなく、超音波で水量を測るなど電子化して機能が高くなるメーターについては、電子化により部品が少なくなるといった利点も含めて10年ぐらいまで延長が可能ではないかという議論になっていますので、そのあたりを注視していく必要があると考えています。

(小泉会長)

その他、よろしいでしょうか。

このスマートメーターというのは、ゆくゆくは導入されると思いますし、諸外国ではそもそもメーターが無い所に導入した経緯があります。私も個々のパルスのような水の使い方が集合的になってきたときに一体どうなるのか、学術的にも興味がありますし、限られた地区でもよいので全戸にスマートメーターを導入したときにそのデータを分析すると新たな研究テーマが出ると考えております。資料3、4ページにある、23,700個、湖西市が導入するということは非常に興味がありますし、神奈川県企業庁

も数は少なくとも良いと思いますが、モデル地区みたいなところでやってみるというのは水道を目指す若い方にも刺激になりますし、良いのではないかと思います。

ただ、なかなかコストがかかるということで、やはりモデル的な検討でよろしいかなと思います。電気の場合は、水道のように配水池がないので、ブラックアウトしないようにスマートメーターで現時点の電力使用量を調べないといけないという必要性がありますが、水道は配水池というバッファがありますので、そういう意味ではスマートメーターの活用も違う形で使われるのではないかと考えております。

【3 議題2：次期審議会における今後の検討の方向性について】

- ・資料4「次期審議会における今後の方向性」について、事務局より説明した。

(小泉会長)

ありがとうございました。

第14回審議会が今期の最後ということで、これまでの議論をまとめていただいて、次期の審議会につなげていくために事務局と調整した資料になります。資料の説明にもありましたとおり、本日の議論を踏まえて決定していくものもありますので、本日皆様からいただいた意見を反映して完成できればと思っています。特に料金体系のあり方につきましては、これまでも太田副会長を中心に調整していただいておりますので、まずは太田副会長から補足等があれば、よろしく願いいたします。

(太田副会長)

それでは私の方から少し補足をさせていただきます。

資料4、2ページの施設整備関係になります。ここでは老朽化対策と耐震化対策が経営計画に基づいて推進していく、ということが謳われている訳ですけれども、物価高騰であるとか、最近の漏水事故を踏まえた鑄鉄管の早期更新の必要性が指摘されていますので、当初想定していた収支見通しと比べると、建設改良費が増加していくことになるのではないかと考えています。今後、料金水準について議論していくうえでは、こうした新たな視点も織り込んだうえで、影響を見極めていく必要があると思っています。

次に、8ページからの料金体系関係ですが、ここでは基本料金のあり方、基本水量のあり方、逦増性のあり方につきまして、引き続き使用者への影響なども見極めながら状況に応じた適正な料金の設定を行う必要があると思っています。そこで、まずは現行の水道料金を基にして基本料金や基本水量などを見直した場合に、その時点の使

用者にどのような影響が及ぶのかを慎重に検証したうえで、目指すべき料金の姿を整えていく必要があると思っています。そのうえで、県営水道の持続可能な運営を確保するために必要となる適正な料金水準を検討していくことになるだろうと思います。

次に 11 ページの水道利用加入金関係ですが、ここでは新旧使用者の負担の公平化という側面もありますが、一方で、現実問題として安定的な財源として無視できない存在となっているということも重要な論点の一つだと思います。

料金部会の議論では、主に水源開発費用に対応して検討してきました、その元利償還が終わる頃を見計らって順次廃止していく方向で議論がされた訳ですが、これに限定することなく、現在及び将来にわたる水道施設を新規に利用する場合の加入金、つまり「入会金」として、あるいは新規で必要となる配水施設の管理費という位置付けでもし説明できるのであれば、このまま水道利用加入金を残すという選択肢もあるのではないかと私は思います。その場合には、収益的収入から資本的収入に振り替えるといったことも検討課題になるように思っています。入会金、加入金という考え方自体は、公営のプールであるとかコミュニティ施設などの公共施設一般にもいえることです。これは以前からある議論なのですが、いわば「クラブ財」という捉え方、クラブ財の使用に対するクラブ料金という位置付けも可能ではないかと思っています。

次に 12 ページの減免・減額制度関係ですが、先程の説明のとおりですが、審議会として今後のあり方を検討するうえで役割もありますので、先ほど会長からは社会福祉施策の動向も見ながら、時期を見て検討していくという整理をされておりますので、私もそのような形で良いと思っています。

次に、14 ページの健全経営に向けた借入金のあり方についてですが、県営水道は料金改定を機に将来世代が抱える過度な負担を残さないという視点から財政健全化に向けて、企業債の充当率の引き下げを進めようということになってはいますが、来年度の予算では国庫補助金等の活用を踏まえて、企業債の充当率は目標値よりもさらに引き下げることが可能だという説明もございました。将来世代の負担が過度に重くならないように適切な財源対策を講じながら、企業債充当率の低減を引き続き図っていく必要があると考えています。

また、前回の審議会でも現在の水道料金の算定方式につきまして資金ベースで行っていることについて今後は損益ベースへの移行、すなわち資産維持費を算入していくことに対しても慎重な検討が必要になってくるのではないかと、ということを私の方から申し上げました。ただ、誤解のないように改めて申し上げますと、水道料金算定要領における損益ベースの算定といった場合の資産維持費の算出につきましては、対象資産の3%が標準とされているところでございますけれども、実際には資産維持費率は水道事業体ごとにまちまちでありまして、建設改良費の補填財源として必要とされ

る再投資資金が資産維持費である、というのが実態ではないかと私は思っております。そして、資産維持費の算定は、基本的には積み上げ方式になっていますので資金ベースによる算定と実態は変わらないのではないかと私は理解しています。

このことは、水道法施行規則第 12 条の規定においても、「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」として定義されておりますので、資本的収支の不足分を賄うものとして資産維持費を捉えて、更新需要を見込むという考え方に基づいて資金確保を図っていくことが必要だと考えています。私からの補足は以上です。

(小泉会長)

ありがとうございます。それでは、これから皆様のご意見をお聞きしたいと思います。土野委員、お願いします。

(土野委員)

次の審議会委員への引継書の性格もあるとのこと、今後の方向性に意見があるわけではありませんが、1点確認させていただきたいと思います。管路の整備計画について、老朽化の問題を背景に、高市政権により出された総合経済政策の中に、基幹管路の複線化というワードが出てきたと思います。これは、県の施設整備計画の中に既に織り込まれていた話なのか、新しいワードとして今後追加で検討しなければならないのか、そのあたりを確認させていただきたい。

(事務局)

国で示しているのは、口径 800mm 以上の基幹管路のバックアップ機能が確保できているかどうかということです。漏水等の事故があった際に別ルートでバックアップ体制が取れていれば、国庫補助の助成が出ているということでございます。県営水道としては、平成 27 年度ごろまでに終わった事業の中で、バックアップを目指すということで水道施設の融通化事業を進めていました。一定の融通化は進んできましたが、まだまだ老朽管等がありまして、国が示した該当するルートのうち、バックアップ機能が取れていないルートが 4 路線ほどあります。この 4 路線はまだ更新時期を迎えていませんが、今後更新時期を迎えるに当たっては、複数のバックアップを検討しなければいけないと思っていますし、更新を迎える前にバックアップの体制が取ればそれはそれで有利なものになりますので、次期施設整備計画の際に、それを位置付けるのか、もしくは新たな事業でなくても個別に対応するのかは考えたいと思っています。現時点では、すぐに計画を立てて実行しなければならない、ということではないという認識です。

(土野委員)

計画への位置付け方や事業を開始する時期によっては、適正な料金算定の原価に影響してくる話だと思いますので、次の審議会のメンバーにそのあたりを意識してもらう必要があるのであれば、課題として明確に記載してもらえればと思います。

(小泉会長)

ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。その他、いかがでしょうか。小泉委員、お願ひします。

(小泉委員)

16 ページの環境に関することについて、水源環境の面では有機フッ素化合物 PFOS・PFOA への対応と記述されていますが、具体的にはどんな設備を拡充するのか。県営水道の場合は、企業団からの受水も含んでおりますので、県営水道だけではなくて企業団の体制がどのようになっているのか、非常に関心があるところです。

特に私は厚木市に住んでおりますので、厚木市は伊勢原浄水場から受水したり、寒川浄水場から受水したり、谷ヶ原浄水場から受水したり、どこから水が来ているのかホームページを見ても微妙なところです。要するに、何丁目何番地が谷ヶ原からの水だ、伊勢原の水だ、寒川の水だ、というのが分からない。おそらく伊勢原浄水場系の水だと思っていますが、そのあたりの水質基準がどのようになっているのか。

私は受水槽を持っている集合住宅に住んでいて、検査義務があるので、この検査頻度についても説明していただきたい。4月1日からの県営水道の水質基準では、PFOS・PFOAの項目は5ng/L未満と書いてあるので、どこの浄水場から来ても安心はするのですが、私たちには受水槽の検査義務が生じるためにそれを明確にしてください。それから、県営水道や企業団の設備を増設するのか、それとも現状で十分とお考えなのかお聞きしたい。

(事務局)

県営水道のホームページには定期的に行っている水質検査の結果を公表していますが、小泉委員のご発言のとおり、県営水道は色々な系統を組んでおりますので、宇界（あざかい）の地域がどこの系統に入っているのか分かりづらい、というご指摘はこれまでもいただいております。その部分については申し訳ないと思っています。その部分をホームページ等で見える化できるよう改善できるところは改善していきたいと思っていますのでよろしくお願ひします。

もう一つ PFOS・PFOA につきましては、ご承知のとおり、4月1日から水質基準が改正されます。これは県営水道だけではなく近隣の水道事業者、広域水道企業団についても令和2年度くらいから自主的に年4回程度検査をしてその結果を公表しています。水質基準改正後も、PFOS・PFOA が検出されなければ、年4回を維持し、これまでどおりの検査頻度で実施していくことになります。私共は末端給水の事業者ですので、系統ごとの末端で水質検査を行い、それを公表していきますが、自分のお住まいの地域がどこなのか分かりづらくなっているということがあります。トピックとして関心の高い事項になってきますので、丁寧に説明していきたいと考えています。

貯水槽の水質検査義務が生じるかどうかについては、県条例で定めているとおり、貯水槽の容量によって変わってくると思いますけれども、水道事業者として給水する系統のエリアについてはしっかりと検査をしてお示しするというのを4月以降も継続して行っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(小泉会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。
宇野委員、お願いします。

(宇野委員)

まだ空欄になっている部分について、補足させていただきたいと思います。

まず13ページ目について特段異論があるものではありませんが、1点資料に付け加えていただくとすると、減免制度については水道料金が使用者間で公平であるという観点を忘れてはいけないと思います。負担の公平性、個別原価主義的な観点なのかは別としまして、方向性としては「公平である」という観点を付け加えていただければと思います。

2点目は14ページ、健全経営に向けた借入金のあり方についてですが、料金の反映という意味で申しますと、起債充当率は全国平均や大都市の平均よりもずっと高いものであり、このあたりまでが限界ということで前回の答申を出させていただいたと記憶しています。

ただ、その後の情勢変化の中で国庫補助金、地方財政措置等だいぶ状況が変わっております。こういったものが何に振り替わってくるかということ、有利子負債を減らすという方法で活用すべきなのではないかと思います。審議会における主な意見にも、「国庫補助金の活用を図る必要がある」とありますので、少なくとも新たに得られた国庫補助金等については、しっかりと起債を減らすという方向での活用を基本線とするべきではないかという方向性を出していただけないかと思います。金利も上がって

きていますので、そうしたことが将来の安定した経営につながるのではないかと考えています。

加えて、将来の金利動向は難しいところですが、過去 10 年とは全く違う世界だろうと考えますと、国庫補助金が増えた分だけというのではなく、さらに突っ込んで資産維持費にも活用していくということ、内部資金調達をしっかりと行って起債を減らしていくということ。やはり県営水道は起債充当率が高いので、ここをしっかりと改善するという方向感を出していただけないかと。そうすることで将来の安定的な経営に結び付くのかなと考えています。

(小泉会長)

その他、いかがでしょうか。

今井委員、お願いします。

(今井委員)

1 つ目は 2 ページ目の更新基準年を超過した資産の平準化した更新費について、考え方としてはこれで良いと思うのですが、実際、更新基準年と耐用年数というところの関係が見えないことから、2041 年～2070 年前半までの山は前倒しされるよりむしろ後ろ倒しされるように見える点が気になりました。対策が後ろ倒しとなるこの更新費用計上でお客様に安定的に水道を届けられるのかは検証が必要ではないかと感じました。

2 つ目は 5 ページ目のところですけど、今後の検討の方向性の中で耐震化だけでなく「老朽管対策」もキーワードとして必要と思いました。ちょうど鎌倉市は東京ガスネットワークの供給エリアの中にあって、ダクタイル鋳鉄管の腐食対策も推進する必要があると思っています。もちろん下水道とも併せて対策するといった考えもありますが、同じ管の材料を使っている工学的な視点から言うと、ガス管が健全性を保てていないならば水道管も同様に健全性を保てていない可能性がありますので、共同工事を試行していく必要があると思います。一例ですが、あるエリアでガスと水道の共同工事をテストで今年度行いましたが、コスト的に 2 割ほど削減、工期的にも 4 割ぐらい削減できています。これによって地域へのご迷惑度も軽減できて社会的コストも削減ができると考えると、「共同工事」もキーワードとしてあるのではないかと思います。現時点では、今後の検討としては 5 ページ目で「上下水道一体化での耐震化に向けた市町との連携」と検討範囲が限定されている印象ですのもう少し枠を広げて検討されてもよいのではと感じました。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。まず後者の共同施工について、いまおっしゃられたとおり下水道だけでなく、道路工事であるとか、一番はやはり県営水道の占用位置と近接しているのはガス管ですので、ガス工事との共同施工がキーワードになることは承知、認識しております。これまでも東京ガスとは共同施工の協定書を結んでおりまして、もし予算時に共同施工が可能であればということで取り組みを進めているが、やや形骸化してきている部分もあるので、活用できるように今一度意識付けしていきたいと思います。

最初にありました更新需要についてですが、おっしゃられたとおり前倒しできるものがどれくらいあるかもこの後重要になってきます。まだ期間がありますので、更新の山の優先順位をどう付けていくか調査を今進めています。平準化もまた我々にとっても重要なキーワードとなっていますので、そういった取組も進めていきたいと思えます。

(今井委員)

是非よろしく願いいたします。短期的な計画というよりは、中長期的な計画を合わせた方がよいと思っていて、そうすると重なってくる部分も大きくなっていくと思います。私も現場に言っておきますので、今後とも共有のほどよろしく願いいたします。

(小泉会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。
高橋委員、お願いします。

(高橋委員)

水道料金の減免、減額制度のところですが、資料2の9ページにて市町の主な意見を、10ページにて既存制度の見直しに係る県営水道の考えをご掲示いただいて、11ページにて新たな減免で物価高騰支援など新たなニーズが高まっている中で、新たなメニューの設定の必要性を含めて目線を広げた検討をしていく必要があると思えます。そうした中で、既存制度についても個人的に課題と思っているのが、減免制度の期限が切られていないというか、減免制度というのは時限的な対策であると思えます。ですので、狙っている効果がある程度達成できた段階で、見直しを行うべきではないかと考えています。続けるのか続けないのかを一旦立ち止まって考えるような制度設計を今後は入れていく必要があると思えます。

あとは先ほどからの各委員のご発言にもありますが、公平性の観点で、一部の地域の方だけを対象とした減免というのは公平性の観点から問題がありますので、いま水道事業者が、県営水道が神奈川県下全てを対象としているわけではない、他の事業者もある中で、新たに実施するとしたら水道料金の減免という形ではなく、他の資金の拠出の仕方等、形をかえて最終的には住民に対して広く公平にいきわたるような施策も必要であると考えます。

(小泉会長)

ありがとうございます。ここに関しては継続的に議論していくということで、よろしくをお願いします。その他、いかがでしょうか。

沼尾委員、お願いします。

(沼尾委員)

2点申し上げたいと思います。今後の検討として、本日もマンパワーの確保という話が出ていたと思いますが、水道に係る人材、技術者の確保というところで、どういう対策を打っていくのかについては次期、積極的に検討していくことが大切かと思っています。

東京都などは技術職の確保のための研修等を独自に行われていますし、神奈川県でも色々な取組が行われていると思いますが、せっかく経営面でお金が回っても人がいないことによってコスト高になってしまうとそれは課題だと思いますので、そこをどういうふうに見直していくかを含めて、人材確保及び育成を検討することが必要だと思います。

それから、業務の在り方というところで、これまでも専門のセンターを設置して業務を効率化するとか、技術の継承と人材育成というところで組織再編に取り組んでいるなどの話を伺ってきました。スマートメーターを導入することで、デジタル化を図り、マンパワーを削減するというやり方もあると思うのですが、逆にもう少しローカルなところで、例えばメーターを地域の中で検針してもらったらその地区は水道料金を安くするなど、アナログなやり方が実は馴染む地域があるのかもしれない。そこは県営水道として全体の効率化を図ろうとすると、多様なやり方を地域ごとに導入するのが良いのかは議論としてあると思いますが、そのあたりも含めて業務のあり方という検討を次期に整理していくことを考えて良いのではないかと思います。

それから二点目は、社会福祉減免制度の話で、非常に悩ましいのは既存の福祉政策のなかで一定の扶助の対象となっていないのだけれども、実際には非常に生活困窮しているような単身の方が増えていることです。そういう方への支援をどうするのか

が一方で課題となっていて、そのことも含めて、現在の減免制度がどれくらい生活保障に効いているのか、逆に本来であれば支援すべきところに支援が行き渡ってない、それで水道料金の払いが厳しいということがあるのかもしれませんが、そこも含めてこの福祉の減免制度を見直していくことが必要だと思います。それは県営水道というよりも、やはり市町村の側がどう考えているのか、どう分析しているのかも大事とっておりますので、そこは今後とも議論を重ねながら検討を進めていただければと思います。

(事務局)

生活困窮に対しては、福祉部門との連携が非常に重要だと考えており、実際に生活保護でなくとも生活が困窮されている方がなかなか見えていないという実態があり、福祉部門との連携会議として、会議では個人情報はその場限りとして取り扱うことで、より具体の議論ができる情報共有の場がございます。減免という直接的な支援はなくとも、お支払いが困難であるという背景に生活困窮があると分かった場合には、水道事業としての支援は限界がありますので、福祉部門への連携として県全体の「さぽなびかながわ」という取組を紹介するなど、福祉部門に繋げています。

最近のトレンドでは、物価高騰に対応した重点支援地方交付金があり、県全体を対象とした交付金については、県営水道の給水区域は一部であり対象が一致しないという課題があるところです。また、支援のあり方としてそれぞれの自治体の考えがあり、水道料金について広く全体的に支援していくという考え方もある一方、ターゲットを絞って支援していくという考え方もあり、先ほどの議論では、水道事業単体として考えるのではなく社会福祉全体の枠でという視点もありますので、そうした中で水道料金を取り扱う県営水道がどのように支援に関わるかを考えていく必要があると思います。また、市町の関係では、減免の財源負担については利害関係が生じてしまうところですが、市町に減免している実態を認識してもらい、また今後どうあるべきかを広く議論していくという意味では、先ほどご指摘いただいたとおり、市町に対し県営水道が抱える課題を引き続きご説明しつつ、検討していきたいと考えています。

(事務局)

人材の確保、育成についてご意見をいただきました。おっしゃるとおり、これから水道事業の将来を支えていく人がいないと立ち行かなくなってしまうので、重要な課題だと認識しております。また水道だけではなく、他の土木部門や事務職も含めた公務員全体の課題でもあるとっております。ここ何年か職員の中でも議論を重ねまして、少しずつではありますけれども、若手人材の確保に向けた取組を強化しています。

また、若手職員と、どうやって自分の仕事の魅力を後輩に伝えて、我々の仕事を継いでもらえるかという観点で意見交換などを行っています。

それから全庁でも人事制度のあり方も含めて、職員の確保をドラスティックに考えていこうではないかという動きもありまして、そうしたことを踏まえながら、我々自身も努力をし、県全体としても努力をしていきたいと考えているところでございます。引き続き色々な取組をご紹介しながら、サジェスチョン、ご意見等をいただければと思います。

(小泉会長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

熊谷委員、お願いします。

(熊谷委員)

前半でご説明いただいたところも含めて、4点ほどお話をさせていただければと思います。

1つ目は、水道事業全体の事業環境に関する情報収集を、今までのやり方だけでなく、もう少し広範にやっていただければと思いました。事業系の説明の中で地下水への移行が推察されるといった表現をされていましたが、そういった契約関係の変化、事業系の変化みたいなものを具体的に調べておくこと、特に大口といわれるところがどういう水道料金を払っているのか、どういう意見を持っているのか、それは料金体系全体の話やスマートメーターのような技術の使い方など様々なものに影響していく、その全体を把握していくのが従来のやり方以上に求められる部分が出てきていると考えています。

2つ目は、水道事業を支える体制の話です。これは、内部はもちろん、民間企業もそうですし、周辺の水道事業者も含めての話だと思います。

施設投資の関係で、前倒しや平均化の議論などがありました。これは内部的な予算措置といった水道事業経営としても非常に大きい話ですが、この水道事業を支えていただける民間企業の方々にとっても安定的に業務量があること、安定的に生業を支えていけるような環境があること、それが長期的になされていることが非常に大きいことだと思います。各局面での解決や対応だけではなく、それが関係各所にとってどういう意味合いを持っているかを、よくよく考えていく。それはこの審議会のメンバーの一人である私自身もそう思っているし、県庁全体、それから水道事業としての見方、色々な立場なり局面なりで考えていただければと思っております。

スマートメーターの話については、新しい技術に対する典型的な例だと思います。

何かというと、出来ることが増えるということと、具体的に何を期待するのか、水道事業全般、全国的な問題としてどう期待するのかと、事業体ごとに具体的に何を期待するのかを明確に分けるべきだと思います。一般的には検針の担い手のことや、こういう情報を持つことによって水道の運営管理の高度化という局面もあるでしょうし、研究的な意味、それから実験的な意味でスマートメーターに対応していた時点が、もうそろそろ終わりつつあり、具体的な実装を考えた時にコスト面と期待するものは何なのかをもう一度立ち止まって考えるべき時に来ていると思います。

太田副会長が言われた言葉で私もと思ったのは、後発であるがゆえの利益というもので、こういった過渡期のものに手を出したときに基本的なプラットフォームが変化することによって先行投資が無駄になることがありがちな技術だと思います。従来出来なかった新たな展開を超えて、何に実利を求めるのかをもう一度考え直すということではないかと思います。

あと、減免のところも色々な議論がありましたけども、料金体系全体のなかで是非とも考えていただきたいと思います。例えば、多人数世帯に対して、逦増制という制度を持っている以上、実は単価的にそこに対して原価を超えるような料金負荷をかけている、そういった、料金体系そのものが持っている水道料金に対する費用というか、負荷というか、そういうもののバランスの違いがそもそも存在する中に今の減免制度があるわけで、これから先恐らく料金体系も徐々に色々なものを変えていく、今回の答申の中の議論でも激変緩和的な意味合いというのは議論の中であったと思うが、ゆくゆく求めていくものに対して、どういう時点でどういう様な対応、例えば減免措置の見直しを行っていくのか、一つ一つの議論であるとか、正しさであるとか、これから整理していく時間の中で、いつの時点でどういう事をやっていくかを設計し直す時期が来ているのではないかと思います。以上4点です。ありがとうございました。

(事務局)

これからの将来に向けて、県営水道を取り巻く変化を広範にとらえて、また、県営水道単体での検討ではなくてより広く解決に向けて取り組むべきといったご意見をいただいたと思います。議会との議論の中でも、水需要の減少などの変化が話題になります。その際によく言われるのは、変化をいつから見ていたのか、変化といっても今起きていることだけではなく、その予兆・原因といった出来事等がその前にあると思いますので、熊谷委員がご指摘された、広範に変化を見極めるということについて、その変化の兆しなども含めて幅広く見ていかなければいけないと考えています。また、以前の審議会でも、モニタリングの頻度を上げていく必要性をご指摘いただいています。これまでの時代の流れと違い、今現在や、これからを見据えると時代の流れが急

速に変わってきていると思いますので、モニタリングの頻度を上げていく必要があると感じています。

また、減免について料金体系全体で考えていくべきとのご意見をいただきました。もともとの料金体系を作った際には、多量使用への対策という視点があり、逡増制を取り入れて、ある程度水量の抑制を図りつつ、料金収入につなげていくといった思想があったと思います。ただ、これからの時代、核家族化等進んでいますし、そうした変化を捉えながら、県営水道が求めていく体系とはどのようなものであるかを検討していきたいと考えています。それについては次期審議会のなかでも、また色々ご議論いただければと考えていますので、よろしくをお願いします。

(小泉会長)

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本日は貴重なご意見ありがとうございました。

私としてもこの審議会は常に前を向いて、一步先、二歩先へ、もちろん過去も振り返りながらも、過去現在未来で進めていきたいと思ひますし、そういった継続性が非常に大事かと思ひます。

今、水道は変曲点と言ひますか、いままでの流れから AI や DX といいた分野の技術が急速に発展してありますが、今ある AI 技術の何%がこの先残るのかという思ひはあります。ただ、そういったものにチャレンジをしていかなければいけませんし、可能な限りチャレンジ精神を持っていなければ次の世代の若者がやってみようという気持ちにならなくなるので、ぜひ限られた範囲でも取り組んでいただきたいと思ひます。

ただ一方、実情としては日本全体でも漏水事故が増えている感覚がありますし、県営水道でも鎌倉で漏水がありました。こういう事でやはり、しっかりと老朽管を更新していかなければいけませんし、時期的にも、関東大震災型の地震が再び来るのではないかと言われてからもう 30 年近くが経過しているところですが、これは逆に言えば 1 年経過するごとに大きな地震が来る確率が高まるということですので、できるだけ耐震化は急がなければいけません。可能な限り急いで、それでも地震が来てしまったということであっても、やっておけばやっておく程復旧も早くなるので、料金との関係もありますけれど、できる限り全力を尽くすというこの姿勢は継続していかなければならないと考えています。

色々やるべきことはあると思ひますが、県営水道としての未来というか、若い方

に夢を与えるような長期ビジョンをもって一步一步進めていただければと思っている次第でございます。

最後になりますが、次期審議会における今後の検討の方向性について、皆様から貴重なご意見をいただきましたので、今回会長預かりとさせていただきまして、本日いただいた意見を反映させたものを事務局と私とで調整して完成させるという形でよろしいでしょうか。

【全委員異議なし】

(小泉会長)

ではそのようにさせていただきます。

本日の次第に記載された内容は以上ですが、何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の審議会は以上とします。ありがとうございました。